平成２２年（フ）第６９５号
静岡県浜松市西区西山町2315番地の４
債務者　千葉　好夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
静岡県浜松市西区西山町2315番地の４
債務者　千葉美穂子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７００号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1514番地の２、前住所静岡県浜松市北区三方原町739番地の３
債務者　安藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
静岡県浜松市東区子安町318番地の29
債務者　フジノ　アリシア　ベニパヨ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６６９号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート11棟303号
債務者　齋五澤　巖
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７５０号
東京都西東京市西原町３丁目７番Ｆ―340号
債務者　今野　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１９８号
千葉県習志野市東習志野６丁目５番２号
破産者　株式会社ビーエスアイジャパン
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市栄町５番６号
破産者　株式会社一橋
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷551番地
破産者　有限会社北西興業
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
千葉市稲毛区宮野木町1480番地１　宮野木グランドガーデン12号
破産者　中島　敏弥
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２３号
千葉市稲毛区宮野木町1480番地１　宮野木グランドガーデン12号
破産者　中島小夜子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３４号
千葉県印西市大森2452番地19
破産者　浅野　保雄
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５１号
千葉市中央区南町２丁目17番13号　南町コーポビアネーズ207号
破産者　長崎　健一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４号
滋賀県彦根市原町660番地28
破産者　有限会社光輝
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７７号
島根県江津市嘉久志町イ1733番地５
破産者　井廻　恒夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１９１号
茨城県結城市大字結城6076番地
破産者　有限会社富士化成
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５９０号
千葉県市川市市川１丁目６番11号
破産者　株式会社かまどや
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９１号
千葉県市川市市川１丁目９番１号
破産者　株式会社Ｍ．Ｄ．サポート
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９２号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目19番16号
破産者　有限会社フナキ
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係